

# ①民間事業者(共同事業者)による河川敷地の一体的な活用

別紙1-1

(目的)

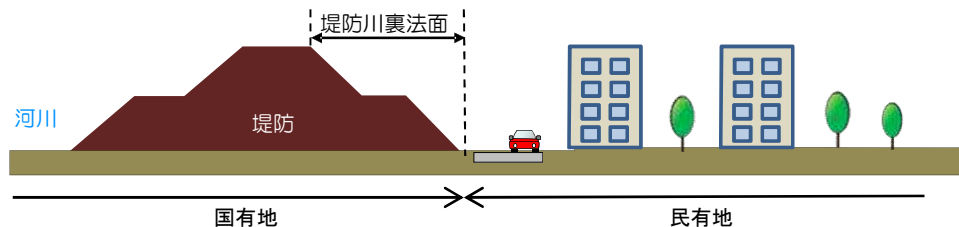
○高規格堤防整備事業と共同で事業を行う民間事業者が、堤防の川裏側の敷地(以下「川裏法面敷地」という。)を有効活用できるようにし、民間事業者が高規格堤防整備事業に参入しやすくすることで、高規格堤防の整備を推進します。

(概要)

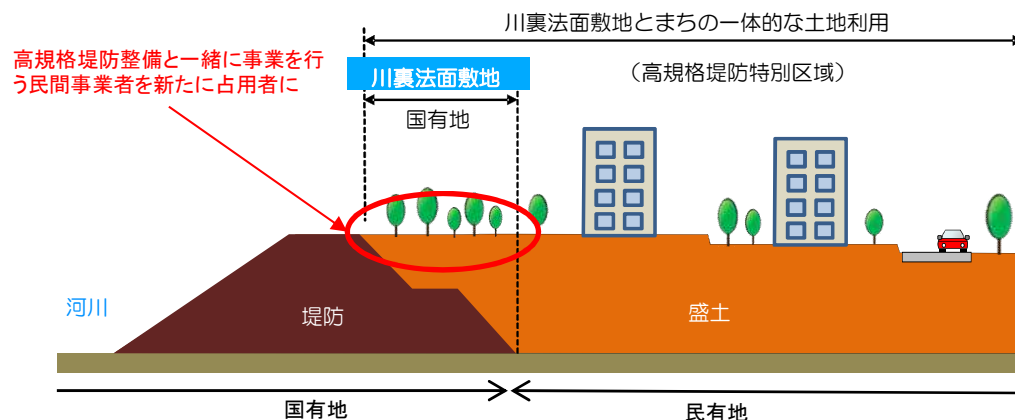
○高規格堤防の整備により、堤防の川裏側の法面部分に新たに平地が生まれ、まちと川が面的につながり、様々な利活用が可能となります。

○この川裏法面敷地について、高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者を新たに占有者とするにより、民間事業者による川裏法面敷地を活用したまちづくりを促進します。

(整備前)



(高規格堤防整備後)



高規格堤防の整備により、街と川が面的につながり、様々な利活用が可能に

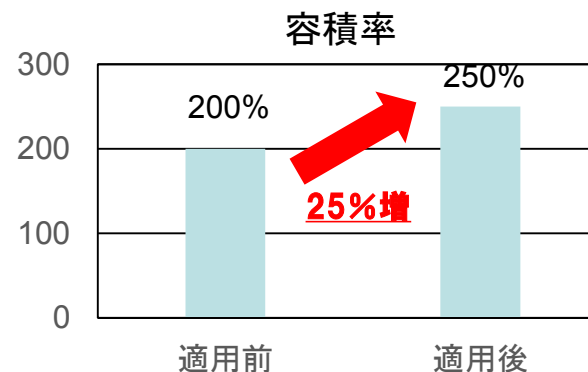


高規格堤防整備後の川裏法面敷地を公園として活用  
(荒川: 鹿浜地区<sup>しかほま</sup>)

**建築物の敷地として活用(新たに民間事業者が占有)**

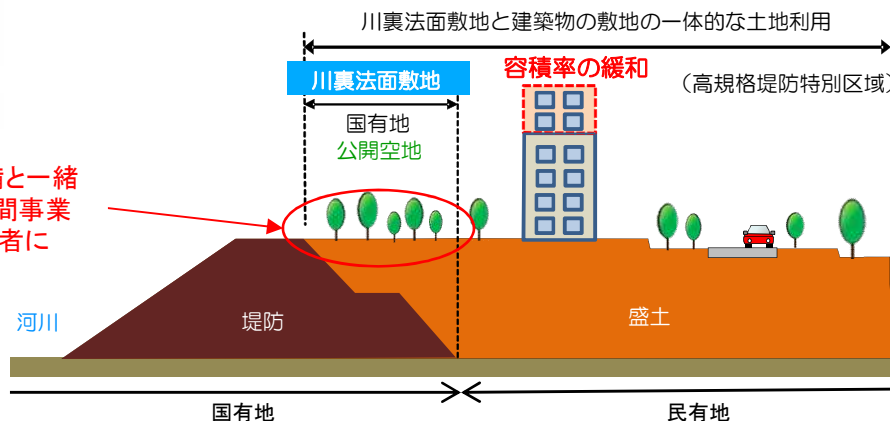
高規格堤防整備と合わせて事業を行う民間事業者が新たに川裏法面敷地を占有し、建築物の敷地面積に含め緑地等(公開空地※<sup>1</sup>)にすることにより、容積率の割増し※<sup>2</sup>がされ、民間開発を促進します。

事例: <sup>としま</sup>淀川西島地区(共同事業者:UR都市機構)



川裏法面敷地等を公開空地※<sup>1</sup>として活用し、容積率を25%割増し※<sup>2</sup>で共同住宅の供給を行うとともに、緑地空間として整備することにより良好な住環境を提供

高規格堤防整備と一緒に事業を行う民間事業者を新たに占有者に

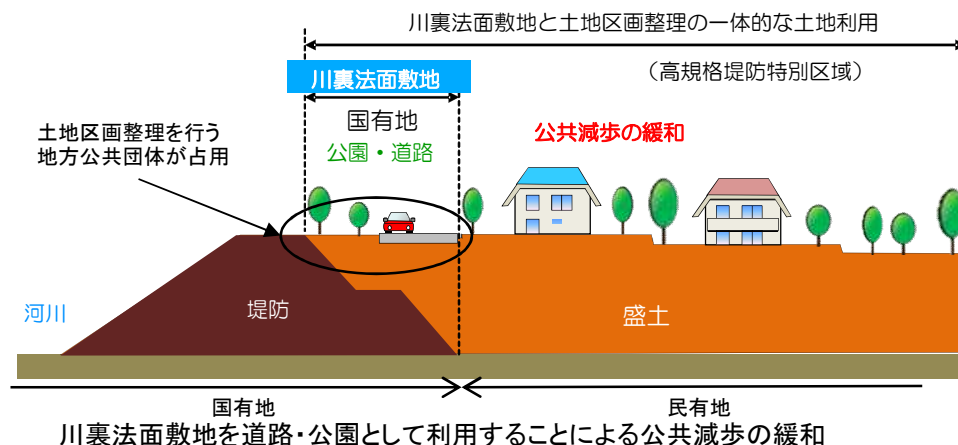
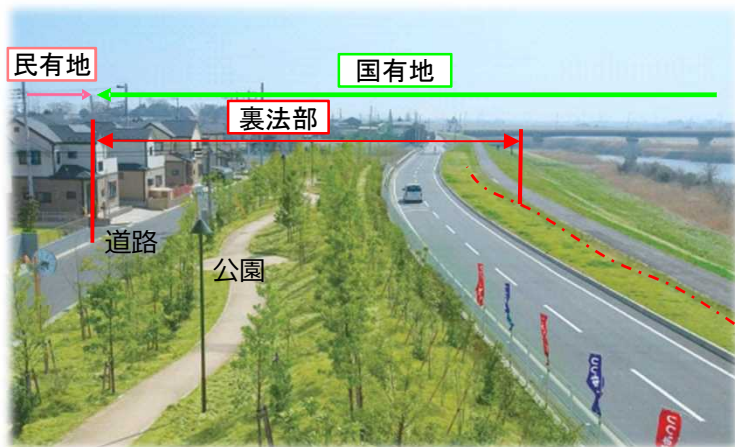


※<sup>1</sup> 日常一般に開放された空地

※<sup>2</sup> 特定行政庁による一団地認定及び総合設計制度に基づく許可が必要

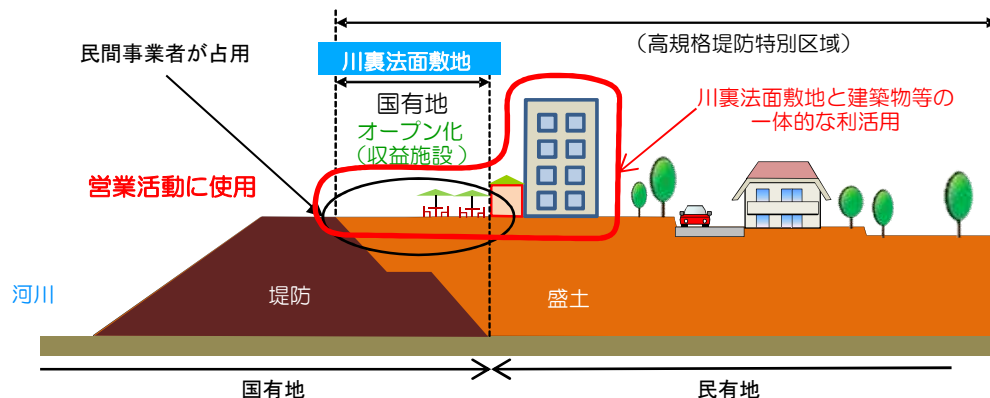
## 公共減歩の緩和

川裏法面敷地を土地区画整理を行う地方公共団体等が占有し、道路や公園とし、土地区画整理事業の用地に取り込むことにより、公共減歩を緩和できます。これにより、ゆとりある街づくりを行うことができます。



## 地域の利用施設としての活用

川裏法面敷地を民間事業者(共同事業者)が占有※1することにより、自らの建築物等と一体的なオープンカフェや広場等を設置することができます。これにより、地域の利便性の向上、活性化にもつながります。



※1 営業活動を行う民間事業者が河川敷地を利用する場合には、都市・地域再生等利用区域の指定が必要